

さいたま市自治基本条例検討委員会

第42回 会議の記録

日時	平成 23 年 11 月 28 日(月) 18:45~21:50
場所	さいたま市役所第2別館第1会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕計 11 名 内田 智／小野田 晃夫／染谷 義一／高橋 直郁／中田 了介／中津原 努／福島 康仁／ 細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／遠藤 佳菜恵／栗原 保／富沢 賢治／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興 計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕計 2 名 渡邊俊幸／谷口涼 〔傍聴者〕 計 12 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・資料1 「最終報告(たたき台)再修正案」 ・参考資料1 「市民から寄せられた意見」
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(配布資料確認)

(参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)

- ・ 区民会議(第30条)の主語の変更についての意見、男女共同参画に関する意見、外国人参政権反対に関する複数の意見、市民団体の政治介入や男女共同参画に反対する意見、「市民」の定義に対する意見、自治基本条例の検討に関する周知不足に対する意見等が寄せられている。

2 議題

(1)自治基本条例について

○福島委員長

- ・今日は資料1を通して検討する。最終報告に向けて最後の条文のチェックを行う。これまでの検討で抜け落ちている部分もあると考えられるので、その点を議論する。意見をすることは対案を出してもらい、建設的な議論を行いたい。
- ・まずは前文の検討から行いたい。前文については第41回の検討委員会で検討した。これまでの案を組み合わせて作成したが、前回に出た意見を反映させた。
- ・下から2段落目の書き出しについて、「このような市民自治の理念の下で」を、その前の段落を受けて「市民自治の理念」を説明するように書くという意見があった。そうすると、この段落で、文章が長いと指摘された「みんなの願いを叶え、期待に応えるまちの実現に向けて自立的かつ積極的に取り組めるよう」という部分が置きづらいので、最初の段落に移動させた。
- ・2段落目について、前回の議論のとおり、「埼玉県の、さらには首都圏における政治、経済、文化の中心的な役割を担うまちとして発展することが期待されています」と修正した。
- ・3段落目について、「このまち」を追記し、「すべての市民」を「多くの市民」と変更した。
- ・合併や現状の課題を書き込むという意見もあったが、他の自治体で課題を必ずしも書き込んでいるわけではなく、むしろ書き込んでいる事例は少ない。課題は多くあるが、羅列するのがよいのか、絞った場合にこぼれ落ちる場合も想定される。課題があることは理解できるが、各論で書くことはできない。市民だけではなく、議会、行政も共感できる課題を明記することは難しい。課題については、最終報告書の基本的な考え方で書いた方がよいと思う。前文は残っていくものであり、ここに書く課題が後々まで妥当性のあるものになるかは疑問が残るので、前文には書き込まない選択を選んだ。市長も「これまでの10年は基礎をつくる10年である」としているので、あえて書かないようにしている。この案でどうか。
- ・今日出された市民の意見に、男女共同参画に関する意見もあった。「誰もが、そして男女が、」とするという意見だが、「誰もが」に「男女」を含んでいるつもりだったが、伝わらないという意見なので、女性委員から意見を頂き修正するかを決めたい。

○堀越委員

- ・その指摘はとても大切だが、その場合、健常者や障がい者についても書かなければならないように感じる。

○内田委員

- ・男女共同参画は大切なことである。商工会議所青年部との意見交換でも質問し、男女共同参画の活動団体との意見交換会にも参加した。日本は他国に比べて男女共同参画が進んでいない。男女共同参画に関する条例はあるが、一言書いた方がよいように思う。

○中津原副委員長

- ・「誰もが」に入るが、子どもから高齢者だけではなく、男女を例示として「誰もが」の前に置けばよいか。

○福島委員長

- ・議論は入れるという方向だが、他の委員の意見を聴きたい。

○渡邊委員

- ・ 「誰もが」に入っていると思っていたが、意見を出された場合には迷う。文章としては「誰もが」だけの方がすっきりする。男女共同参画には賛成だが、前文には入れなくてもよいように思う。

○中津原副委員長

- ・ 審議会等の委員への女性登用率は35%を目指している。この委員会も満たしていない。

○事務局

- ・ 今は40%以上の登用率を目指している。

○中津原副委員長

- ・ 文章中にうまく組み込めれば入れてもよい。

○高橋委員

- ・ ここは、様々なことに配慮し、住みやすいさいたま市をつくっていくという趣旨である。堀越委員の述べた健常者や障がい者も例示し、多様なさいたま市を示してもよい。「子どもから高齢者、男性も女性も、健常者や障がい者も」としてはどうか。

○染谷委員

- ・ それ以外にはあるか。もれることはあるか。

○堀越委員

- ・ どこかには当てはまる。

○福島委員長

- ・ 今の意見の3つの要素を入れるか。

○細川委員

- ・ 男女について書き込むことに違和感がある。私はあまり男女の区別を意識してこなかった。これまでの女性が苦勞され、その苦勞のおかげで今の世代があると思うが、男女を明記してしまうと逆に男女の区別を意識してしまう気がする。

○福島委員長

- ・ 細川委員とその他の委員は受けてきた教育が異なり、感覚が異なる。例えば、今は小中学校では男女の出席簿を分けず、一緒に並べる。細川委員の感覚は今の感覚なのだと思う。

○堀越委員

- ・ 働き始めると現実的に意識するようになるかもしれない。国際的に比較しても日本は進んでいない。

○内田委員

- ・ 「世界経済フォーラム」の報告書によると、企業の課長相当職に占める女性の割合は日本では3.6%、男女平等度は135カ国中98位で主要先進国では最下位である。これらの観点からも入れた方がよいと思う。

○中田委員

- ・ 細川委員と世代は異なるが、細川委員の意見に賛成である。今の時代で、このことは当たり前でなくてはならない。明記することにより、当たり前ではないという感覚になる。

○細川委員

- ・ ここは何十年も残る。平等になったら削るのか。

○中田委員

- ・ 「誰もが」に包括されると考えた方が自然ではないか。

○染谷委員

- ・ 明記しても、「このまちでずっと幸せに暮らしていきたいとみんなが思えるまちとして発展し続ける」には影響はない。

○中田委員

- ・ 明記することがいけないわけではない。明記した方がよいのかは意見が分かれる。

○福島委員長

- ・ 例示として出しても構わない、出した方がよいという意見が多い。大学生を見ているとあまり意識していない。しかし、実態は異なる。例示として入れたい。

○堀越委員

- ・ 「障がいがある人もない人も」とした方がよい。

○福島委員長

- ・ ノーマライゼーション条例（さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例）を参考に書きたい。

○小野田委員

- ・ 「障がい」の「がい」という字はどのように書くのか。

○堀越委員

- ・ ひらがなで書く場合と、「障碍」とする場合、「障害」とする場合がある。ノーマライゼーション条例は「障害」としているが、個人的には最近では「障がい」を使う。障がいのある人は実際に暮らしづらいこともあるから「害」を使っている人もいる。

○福島委員長

- ・ 既存の条例に合わせるか。

○中津原副委員長

- ・ これまで、既存の条例で使用している名称に合わせてきた。

○堀越委員

- ・ ノーマライゼーション条例の策定には多くの議論があったと思うので、それを尊重した方がよい。

○高橋委員

- ・ 最終報告（案）は「ですます調」にしているので、印象的に、優しい感じでひらがなにした方がよい。

○福島委員長

- ・ 以前別の会議で「しょうがい」の明記方法について議論したことがあるが、その際に、福祉に関する専門家からは「障がい」とするという意見があった。検討委員会としてはどうするか。

○染谷委員

- ・ ひらがなの方がよい。

○福島委員長

- ・ ひらがなで入れたい。今の議論を反映し、修正したい。
- ・ 続いて条例の本文と【考え方・解説】の修正について、事務局より説明をお願いしたい。

○事務局

- ・ 第36回検討委員会以降の委員会の修正意見のとおり、また不明確であった部分は福島委員長と中津原副委員長と相談して修正した。

(資料1「最終報告(たたき台)再修正案」について説明)

- ・ 第1条では、【考え方・解説】に「市民が幸せを実感し」を追記した。前文にあわせて修正を加える。
- ・ 第2条では、第2号と第3号の市民や区民の定義で「住民」が中心であることを明記した。第4号では、「市」は「市民に変わって市政に関する議事及び執行を行う機関」であることを明記した。第7号では、市民自治を「～あり方」とした。【考え方・解説】では、第2号で「市民が幸せを実感し」を追記するとともに、住民の重要性を明記した。第4号では定義の変更にあわせ、変更した。第5号では条文にあわせ、「市民が幸せを実感し」を追記し、「まちづくり」のひらがな表記について説明を加えた。
- ・ 第3条第2項では、主語を「市は」とした。また、第3項で国や県との協力関係に関しては、本文、【考え方・解説】ともに削除した。
- ・ 第4条と第5条に修正はない。
- ・ 第6条では、議論にあわせ、「地域又は社会」と修正した。【考え方・解説】では「市」の定義をいわゆる「議会と行政」としたのでこれとの整合のため、「市の財政状況」を「さいたま市の財政状況」と変更している。
- ・ 第7条から第9条に修正はない。
- ・ 第10条では、もとの修正案2が選ばれたので修正し、条文にあわせ、【考え方・解説】を「勘案し」から「考え」としている。
- ・ 第11条では、「市」の定義との整合をとるため、第3項第1号の「市の将来」を「さいたま市の将来」と変更した。【考え方・解説】でも同様に修正している。
- ・ 第12条から第14条に修正はない。
- ・ 第15条では、第2項の個人情報の外部提供について、「市民生活の安全及び安心を守るため」とし、「その他公益上」を削除した。また、外部提供を受けた市民側のその取扱いについて【考え方・解説】で明記した。
- ・ 第16条では、「市民」を主語とするために、「市民は、市政に市民の意見を反映させるため、政策の形成、実施及び評価の過程など市政に参加することができます」と第1項を修正し、【考え方・解説】も変更した。第2項の【考え方・解説】では堀越委員の意見を反映させて「…参加しにくい市民を含めて市民が…」としている。
- ・ 第17条では、【考え方・解説】で「地域又は社会」と語句を統一させている。
- ・ 第18条では、「市」の定義とあわせ、第2項の【考え方・解説】にある「市のために」を「さいたま市のために」としている。
- ・ 第19条では、【考え方・解説】で、別に定める住民投票条例に関して、常設型か非常設型のいずれかが適切なのか等、様々な意見や世論の動向を踏まえて別途専門的な検討が必要であり、委員会では判断を委ねるという結論になったので、そのことを記述した。同様な事例としては茅ヶ崎市の自治基本条例があるので参考にしている。また、第3項の【考え方・解説】で、住民投票結果の「尊重」の意味について補足している。

- ・ 第20条では、「市」の定義と整合をはかるため、「市の将来都市像」を「さいたま市の将来都市像」としている。また、第2項と第3項の【考え方・解説】について、議会の役割を明記した方が良いという意見があったので、追記した。
- ・ 第21条では、第3項を「市」の定義と整合をはかるため、「市の財政状況」を「さいたま市の財政状況」とした。【考え方・解説】でも同様に修正している。
- ・ 第22条と第23条に修正はない。
- ・ 第24条では、【考え方・解説】で「地域又は社会」に語句を統一している。
- ・ 第25条では、第2項の【考え方・解説】で議会の役割について追記した。
- ・ 第26条では、【考え方・解説】で「地域又は社会」に語句を統一している。
- ・ 第27条では、第3項の【考え方・解説】で、議会の役割を追加し、「関係条例の整備」を支援策として追記している。
- ・ 第28条から第30条に修正はない。
- ・ 第31条では、第1項で「市」の定義と整合をはかるため、「市のまちづくり」を「さいたま市のまちづくり」としている。第3項では、他の地方公共団体との連携を「市民とともに」進めることを明記した。
- ・ 第32条では、【考え方・解説】で「市」の定義と整合をはかるため、「市のまちづくり」を「さいたま市のまちづくり」としている。
- ・ 第33条では、中津原副委員長が修正を考えてくることになっていて、そのとおり修正している。本文にあわせ、【考え方・解説】も追加したが、第4条との区別を明確にするために、丁寧に説明している。
- ・ 第34条では、運用推進のための委員会の名称を変更し、第2項第3号を「この条例の運用及び推進のための必要な制度及び仕組みの検討」とした。【考え方・解説】も条文にあわせて修正している。
- ・ 第35条では、第2項で「見直しの検討」とした方がわかりやすいという意見だったので、修正している。
- ・ 「豊かで暮らしやすい」の前に書く「市民が幸せを実感し」は第1章だけに入れている。

○福島委員長

- ・ 検討委員会で議論したことを当てはめている。宿題となっていた部分について補足説明があれば頂きたい。

○中津原副委員長

- ・ 特にない。

○堀越委員

- ・ 第16条第2項の【考え方・解説】の修正について、以前の委員会では「時間的にはサラリーマンは昼間には出られない」という意見を出したが、別の例を出した。国の計画で「健康日本21」というものがあり、これに基づき市民の健康づくりに関する会議が開催されているが、健康づくりに取り組みづらい人が参加していない。既に書かれている趣旨に似ているが、より具体的な話である。

○中田委員

- ・ この例がわかりづらい。

○堀越委員

- ・ 市民の健康づくりの会に参加した方がよい市民が参加できない例として書いている。

○中津原副委員長

- ・ 【考え方・解説】なので具体的に説明した方がよい。

○福島委員長

- ・ ここは再検討するか。

○堀越委員

- ・ よい例があれば考える。

○中津原副委員長

- ・ 例はよいが、わかりやすくすっきり直した方がよい。

○湯浅委員

- ・ 具体的な例でよい。

○福島委員長

- ・ 堀越委員には再度精査してほしい。
- ・ 全体を通して修正や追加の意見はあるか。

○中津原副委員長

- ・ 第13条の「情報の共有」について、「情報の発信と共有」だけではなく、必要な情報が不足していることもあるので、「情報の収集」を入れるべきという意見もあったので、「積極的に収集、発信するとともに、それらの共有に努める～」と修正するのはどうか。
- ・ 第25条の「危機管理」について、第3項で市民の取り組みを書いているが、原案では自助だけを書いているように感じる。「互いに協力して」ということが「危機に備える」と「安全及び安心の確保に努める」の両方にかかっているはずだが、そのように読めないで「市民は、自ら、又は互いに協力して危機に備えるとともに、危機が発生した際は、互いに協力して安全及び安心の確保に努めるものとします」と修正するのはどうか。うまくまとまれば2度書く必要はない。
- ・ また、東日本大震災からの教訓でもあるが、市の助けを待つよりも市民が先に動かななくてはならず、動いた市民を市がフォローしていく必要が確認されたので、「また市は、市民の主体的な災害活動に対して、必要な支援を行うよう努めなければなりません」と追加することを提案する。
- ・ 第30条の区民会議について、資料1では「区長への提案を行う」とあるが、今の区民会議は区長への提案に特化しているが、長期的に考えるとそれだけではなくなる可能性もある。また、限定することで自由度がなくなる可能性もあるので、提案以外のことを可能にするように「提言等」とすることを提案したい。
- ・ その他、条文の言葉遣いについて、よりシンプルでわかりやすい文言にした方がよい。語尾は6種類あるが、主語として、「市民セクター」、「市セクター」、市民と市の「合同セクター」に分けると、「～できます」はそれぞれ1回、「～ます」は合計7箇所使われており、これらは問題ない。
- ・ 「努めるものとします」は合計17回使われている。「市民セクター」には「努めなければなりません」という書き方はしていない。「努めるものとします」という書き方が、自治基本条例のような理念や考え方を定める条例では使わない方がよいように思う。「努めるもの

とします」は「努めます」でよいのではないか。「～ものとします」については、「～なければなりません」とまではいかないが、自主的な義務づけなので「～ます」とした方がよい。

- ・ 「最終報告の基本的な考え方」でも、条例の性格上、市民にわかりやすいものとしたいと書いているが、現実では「ものとします」等多発しているので堅い書き方である。この点は直した方がよい。
- ・ 「努めるものとします」は「努めます」と、「～ものとします」は「～ます、～します」と修正することを提案したい。

○福島委員長

- ・ 第13条に「情報の収集」を追加することについて、何か意見はあるか。

○堀越委員

- ・ 足りない情報もあるので、それらは集めなければ実態はわからない。実感からも、収集し、発信し、共有することが大切である。情報を集め、伝え、共有することが大切である。災害に対応する際にも、東日本大震災での実態に関する情報を集めて共有する必要がある。必要な情報が必ずあるわけではない。また、互いに知り合うことが大切である。

○小野田委員

- ・ 「収集」はあった方がよい。

○湯浅委員

- ・ 「収集」に関して、個人と公の収集力では公が圧倒的に強いため、「収集」に関しては同じ条件ではない。そのニュアンスを表現できればよい。趣旨として、「収集」は重要であるが、市民が努力しても収集の限度はある。市民の収集能力を高めるような作用も必要だが、同じ条件ではない。

○堀越委員

- ・ 20年ほど前に、認知症に関する情報を行政が持っておらず、市民が実態を調査し報告書を作成し、その報告書に基づき市が施策をつくった例もあった。得意な手法はそれぞれ異なる。事業者へのアンケートでは、市民団体が聞いても教えてもらえない情報を行政なら聞けることもある。市民参加型で情報を集めているが、市ができないことを市民ができることもある。協力はできる。発信についても、発信のツールによっては市民の方がうまくいく場合もあるが、一斉に進める際には市の方が強い。違いはあるが、それぞれ特徴はある。

○内田委員

- ・ 「収集」は明記した方がよい。市が発信するだけでなく、市民からも情報を発信することも大切なので、「発信し合い」ということは残した方がよい。

○福島委員長

- ・ 「収集」に関しては残した方がよいという意見である。収集能力に差はあるが、ICTの発達により組織と個人の差も縮まっているとも言われている。また、セクターにより収集すべき情報も異なる。「積極的に収集、発信し合い～」と修正したい。
- ・ 第25条の危機管理について、第3項の「互いに協力して」が「安全及び安心の確保」にかかるとのことがわかりづらいという意見があった。

○事務局

- ・ 「自ら、又は互いに協力して」は「危機に備える」と「安全及び安心の確保」にかかっていると読めると思う。中津原副委員長の提案では、「互いに協力して」を「安全及び安心の確保」にかけると、「自ら」が「安全及び安心の確保」にかからなくなる。

○中津原副委員長

- ・ 「互いに協力して」が全体にかかればよい。「危機に備えるとともに」につながっており、ひと段落した後に、「危機が発生した際は～」としているので、「互いに協力して」が全体にかかっているとは読みづらい。

○福島委員長

- ・ 前段で危機に備えるのは自助、共助の両方があるが、危機が発生した際に自分で自分を守るのは当たり前なので抜いたように理解した。

○中津原副委員長

- ・ 自ら安全安心の確保に取り組むことは当然なので、ニュアンスとしてはその通りである。発生した際には協力が必要である。

○高橋委員

- ・ 「互いに協力して」が二回続くとかどいのでさげたい。最終報告案の文面をもとに、「危機が発生した際は、」の「、」を削ればひとまとまりとして読めるのではないか。

○福島委員長

- ・ ここは「、」を削るということで対応したい。
- ・ 「また市は、市民の主體的な災害活動に対して、必要な支援を行うよう努めなければなりません」を追加することについて意見をもらいたい。

○中津原副委員長

- ・ 区民会議で今このテーマについて議論している。災害発生時は避難場所運営委員会を組織するが、その立上げは市民や地域組織が協力しなければならない。物資や炊き出しに関して、市を待っていたら本当の危機の際には対応できない。その後に市がフォローしなければ、最初に市民が動けない。そのことを書ければよい。

○高橋委員

- ・ この点は以前議論したように思う。第1項は市の緊急時の対応、第2項が平常時の対応、第3項が市民の取組と整理した。提案については第1項に含むように整理したと覚えている。
【考え方・解説】の第1項の4つ目の「○」で整理できたのではないか。

○事務局

- ・ 以前の議論では自助、共助、公助という順番をなくし、皆で一緒に取り組むことを書くことになり、高橋委員の指摘のとおり追記した。

○福島委員長

- ・ 確かにそのような議論はあったように覚えているが、何か意見はあるか。

○内田委員

- ・ 災害が発生した際にはもちろん自助で動かなければならず、その次に共助で動かなければならない。その後に行政が多様な対策を立てて支援するべきである。そのことは書くべきである。自助、共助、公助の中では、最終的に行政が支援することを書いた方がよい。

○福島委員長

- ・ 高橋委員の意見は、第1項にそのことが含まれるという意見である。

○中津原副委員長

- ・ そのような整理の仕方もあるが、市民が先に動き市が市民の動きを支援するというニュアンスが書かれていない。第1項は市が市民を守ることを述べているだけでバックアップについては書いていない。【考え方・解説】の第1項の4つ目の「○」を第3項の【考え方・解説】に移せばよい。

○福島委員長

- ・ この点は入れた方がわかりやすいか。

○高橋委員

- ・ 整理の仕方として、市が取り組むこと、市民が取り組むこと、という分け方と、平時に取り組むこと、災害時に取り組むこと、という分け方もある。

○内田委員

- ・ 東日本大震災の事例がわかりやすい。自助が動き共助が動き、行政が動いた。行政の支援については第3項に書き加えた方がわかりやすい。

○中津原副委員長

- ・ 実際に支援していた人によると、このようなことが必要という意見であった。

○渡邊委員

- ・ 市が市民をフォローすることは大切であるが、これまでの議論のプロセスもあるので、今の書き方に賛成である。市の役割や市民の役割で分けた方がわかりやすい。市のフォローを否定するわけではもちろんない。

○中津原副委員長

- ・ これまでの経緯のことは関係ない。今の段階でどちらの案がよいのかを考えてほしい。

○渡邊委員

- ・ 今の時点でも原案のままでよい。

○小野田委員

- ・ 第25条の第1項は総論的なことである。第2項は市の危機に備えて取り組むべき、平時の市の役割である。第3項は市民の平時の取り組みと災害時の取り組みである。市の災害時の取り組みが不足しているようにも思うので、市のフォローを入れてもよいと思う。

○福島委員長

- ・ 第3項に補足する意見が多かったなので、追記したい。これまで多く議論したが、抜け落ちた点なのかもしれない。「また市は、市民の主体的な災害活動に対して、必要な支援を行うよう努めなければなりません」を第3項に追記する。

○中津原副委員長

- ・ 第1項の4つ目の「○」を第3項の【考え方・解説】に移動させる。

○事務局

- ・ 「災害活動」とあるが、「災害」に限定するのか。第25条は災害だけに限っていない。

○堀越委員

- ・ 「災害」をとればよい。

○小野田委員

- ・ 市民が取り組んだことに対して市がフォローするように、「この際～」としてもよい。

○中津原副委員長

- ・ 堀越委員の意見でよいのではないか。

○福島委員長

- ・ 「主体的な活動に対して」と修正し、追記する。
- ・ 続いて第30条で「区長への提言等」と「等」を加えることについての意見が出ている。

○堀越委員

- ・ この点は以前にも議論があり、「等」を入れるということになったように覚えている。

○染谷委員

- ・ 異議なし。

○小野田委員

- ・ 「等」を入れることを確定はしていなかった。

○事務局

- ・ 明確に決まっていなかったと思う。

○福島委員長

- ・ では「提言等」に訂正したい。
- ・ 各条に関する提案については以上である。条文の言葉遣いについて意見をほしい。

○中津原副委員長

- ・ 言葉遣いについては次回までに考えてきてほしい。

○福島委員長

- ・ では、続いて「最終報告の基本的な考え方」について検討したい。

○事務局

- ・ 前回担当を決め、各担当委員からたたき台をいただいた。
(「最終報告の基本的な考え方」についての説明・P16以降を参照)

○福島委員長

- ・ 何か意見や感想はあるか。

○小野田委員

- ・ 1(1)の【多様化する課題への対応】で、「トップスピード」を適切な日本語で表現できないか。

○堀越委員

- ・ 中間報告の言葉を活かした。「急速な」とした方がわかりやすいか。(1)は細川委員と分担したが、あまりやり取りができなかったので、たたいて欲しい。同じようなことが書かれている点もあるので、誰かが統一的にまとめる必要がある。

○内田委員

- ・ 条例の名称で「さいたま市」は入るのか。他の例を見ると、「〇〇市・～条例」となっているものもある。

○堀越委員

- ・ (2)の「子どもから高齢者まで～」には、先ほど前文で議論した「男女」と「健常者と障がい者」について追加される。

○福島委員長

- ・ (1)について構成はよいか。想い、課題、制度環境という流れである。

○湯浅委員

- ・ 【多様化する課題への対応】については人口問題についてのみ書かれている。人口構造の変化をコンパクトにし、それ以外の客観的な課題を入れた方がインパクトのある文章になる。

○中津原副委員長

- ・ 環境問題や財政問題はあってもよい。再開発に関しては不要か。

○福島委員長

- ・ ではここには環境問題や財政問題を追加する。他に何か意見はあるか。

○高橋委員

- ・ 1の(1)は3本柱で書かれている。3つの見出しのうち2つが体言止めとなっているので、1つ目についても「全員参加のよりよいさいたま市の創造」と体言止めとするのはどうか。

○堀越委員

- ・ あるいは、すべてを体言止めにしないことも考えられる。

○高橋委員

- ・ そちらの方が優しい感じがするか。どちらでもよい。

○福島委員長

- ・ その他1の(1)に関する意見はないか。構成はよいか。

○中津原副委員長

- ・ これでよい。中間報告では地方分権から書き始めていたが、そうではないということであった。

○堀越委員

- ・ 「社会的排除」という言葉を使うことについては迷う。使わなくてもよいとも感じる。まだ日本語として定着していない。「～できない人も増えています」としてもよい。例えば、教育や就職、結婚ができない人たちや、非正規職員は社会保障も受けられないということが増えている。このことを伝えられればよいので、「社会的排除」という言葉は使わなくてもよいように思う。

○福島委員長

- ・ 「政治的任務」がわかりづらい。

○堀越委員

- ・ 「政治的任務」の部分はなくともよい。「～まちづくりに取り組むこともできますが、今日の社会が～」とその点を省いてもよい。誰もが市長や議員になれるわけではないという意図から書いた。

○福島委員長

- ・ 代表民主制をとっている以上、市長や議員にまちづくりを信託するが、任せきりにするのではなく、市民もまちづくりに取り組むというニュアンスである。市長や議員と市民の間に距離があるわけではないという前提である。市民が担える部分は市民が担っていく。

○堀越委員

- ・ 二元代表制は前提である。

○中津原副委員長

- ・ 「間接民主主義で十分である、自治基本条例は間接民主主義の仕組みがあるので不要である」という自治基本条例反対の意見に対し、説得できる意見になっていなければならない。(1)全体に言えるが、考えられる誤解を説得できる内容になっている必要がある。「～という意

見もあるが、～ということである」といった書き方にしてもよい。自治基本条例に同調している人だけに報告書を出すわけではない。様々な考え方を持つ人が報告書を読むことを念頭に書いた方がよい。

○堀越委員

- ・ 「これまで培ってきた実績を活かしつつ」としたが、ここだけを読んでもわからない。自治基本条例だけの議論ではなく、さいたま市で協働等についてはすでに取り組んできており、これまでの取り組みの蓄積の上に始めるというニュアンスである。この書き方では伝わりづらいか。

○中津原副委員長

- ・ 意見交換会等でも「当たり前のことである、みんなわかって取り組んでいる」という意見もあった。全く新規でこれまでにないことを書いているわけではない。これまでの取り組みを確認し、推し進める意味もある。

○内田委員

- ・ 【多様化する課題への対応】に財政問題が入っていないが、どこに入れるのか。

○中津原副委員長

- ・ これから入れるということである。

○染谷委員

- ・ 最終版にもっていくプロセスをここで議論するわけにはいかない。確定させるためには誰かがまとめて作らなければならない。今日は全体構成や気になる点等を洗い出すということが主である。

○福島委員長

- ・ 構成や最低限必要なニュアンスを確認したい。

○中津原副委員長

- ・ 内田委員にも助言をもらいたい。

○福島委員長

- ・ (2)について何か意見はあるか。前文で目指すべきまちがあり、誰が担うのかについて、市民、議会、市長、職員の役割が書かれている。この構成でよいか。

○中津原副委員長

- ・ 目指すべきまちの姿をどのように書くか。ソフトな意味でのまちについて書いている。後段は目指すべきまちを実現させるための取り組みについて書いている。タイトルは「めざすまちの姿とそのための取り組みの方向」というイメージとするか。

○高橋委員

- ・ 目指すまちの姿を設定し、実現するためにはどのように自治基本条例が貢献できるのかを考えた。タイトルと内容が合ってなければ、どちらかを変えた方がよいか。

○細川委員

- ・ めざすまちの姿を実現するために、市民、議会、行政がまちづくりの担い手であることを自覚できるように自治基本条例でうたうことが、自治基本条例が貢献できることであると読めたので、タイトルと内容にはあっている。

○堀越委員

- ・ (1) が「なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか」というタイトルなので、(2) のタイトルは「誰が担うのでしょうか」、(3) が「どのように担うのでしょうか」とした方がよいか。

○高橋委員

- ・ 「誰が」については(1)の冒頭でも書かれている。

○堀越委員

- ・ 「どのように」ということか。

○中津原副委員長

- ・ どのような課題があり、どのようなまちを目指すのかを(1)(2)で書き、自治基本条例がどのようなものであるかを(3)で書くイメージだった。

○高橋委員

- ・ (2)は委員会としては、どのようなまちをつくらうとしているかの説明にとどめ、(3)でどのような役割を自治基本条例が担うべきかを書くという構成とした方がよいか。

○中津原副委員長

- ・ そうでもない。めざすまちの姿も「美しいまち」という意味ではない。

○高橋委員

- ・ 「なぜ自治基本条例が必要なのか」と、「めざすまちの姿と自治基本条例」と、「さいたま市の自治基本条例の役割」は内容としては重複する。あえて分けるか、再構成するか。

○中津原副委員長

- ・ 「自治基本条例」とせずに、誰が何を担うべきかを(2)で書けば、(3)に続く。(2)で「～のような自治基本条例が必要である」とすると(3)は不要になる。

○福島委員長

- ・ 修正するべき点が出てきた。今日の意見を参考に手直しし、事務局で集約してほしい。

○事務局

- ・ 現状は各担当が提出してくれた部分を合わせただけなので重複する部分はある。

○高橋委員

- ・ (2)を(1)に取り込んだ方がわかりやすいのではないかと。必要性をうたうには、どのようなまちをつくりたいかを示す必要があり、内容として重なってしまう。

○中津原副委員長

- ・ 逆にした方がよいか。

○堀越委員

- ・ (2)は前文に書いているので、解体するか。

○高橋委員

- ・ 賛成である。

○中津原副委員長

- ・ なぜ前文でめざすまちの姿を示したのかを説明する方がよい。

○高橋委員

- ・ 内容としても(1)に統合させた方がよい。そうした方が(3)につながりやすい。

○中津原副委員長

- ・ (1)(2)を入れ替えるのはどうか。

○中田委員

- ・ その案もよい。

○中津原副委員長

- ・ 目指すまちの姿を示し、そこには課題があるということを示し、それゆえ自治基本条例が必要であるという流れで書くこととなる。

○福島委員長

- ・ めざす姿を先に書き、そのための問題を書くのであれば、前向きな書き方である。

○高橋委員

- ・ その構成でもよい。

○福島委員長

- ・ では、そのような構成に修正し、事務局に提出してほしい。

○中津原副委員長

- ・ (5)として新たに「検討の経過」を図式化した。部会やチームも片方にしか属していないので、自分が属していない側については直すべきことがあるかもしれないので加筆・修正してほしい。

○福島委員長

- ・ 何か気付いたら事務局に送ってほしい。

○事務局

- ・ 「検討の経過」は中間報告では資料編に書いていた。最終報告でも資料編に詳細を書くが、概要を冒頭に書いた方がよいという中津原副委員長の提案である。

○福島委員長

- ・ 図式化されているので見やすい。前面に出してもよいか。

○事務局

- ・ 中間報告では図はなく、資料編に書いているだけである。

○福島委員長

- ・ 「検討の経過」を図式化することで、体系的なことが一目瞭然になるのでよい。それぞれのチェックもお願いしたい。
- ・ 「最終報告の基本的な考え方」については以上である。

3 その他

○福島委員長

- ・ 自治会連合会からの要望書について、個人的に考えてきたが、検討委員会の検討期間が当初より半年近く延び、報告書も最終段階に入っている。そのことを考えると、最終報告書のとりまとめに集中することが検討委員会の役割である。
- ・ 自治会連合会の要望書は中間報告への要望書であるので、その後検討したことも多く含まれていた。そのことを踏まえ、検討委員会としては、要望書の項目ごとに「検討済みである」と回答するのではなく、要望書に書いていることを最終報告で折り込んでいるかを確認しながら作成していきたい。
- ・ 自治会連合会からの要望書は、附帯意見として報告書に付け、市に検討を求めることが主な趣旨であると思う。報告書提出後、市でも再度、様々な意見を聴き、その上で、市として条例案をまとめるということである。要望書の意見の中で、検討委員会の検討範囲外のことも

書かれており、市に検討してほしいということなので、各論的に回答するのではなく総体的に回答したい。中津原副委員長の協力を得ながら自分で回答案を作成し、委員長名で事務局を通じて回答したい。

- ・ また、最終報告の「はじめに」について、中間報告でも書いたので、最終報告にも書きたい。案を自分で書くので、お示ししたい。
- ・ Q&Aを作成することになっている。Qの案を委員に提出してもらっているが、Qの選定とAの作成を誰かに担当してもらいたい。

○中津原副委員長

- ・ 各条文の内容については【考え方・解説】で書いている。そのことを改めてQとする必要はない。全体的なことをQとすればよい。

○福島委員長

- ・ 担当がいなければ、とりあえず、自分と中津原副委員長、事務局でQを10程度選定し、これまでの検討委員会の検討を踏まえたAを作成し、委員会に提示したい。

○事務局

- ・ 最終報告の資料編についても事務局で準備する。
- ・ 12月は、12日（月）、16日（金）、19日（月）、26日（月）を候補としたいが、まだ日程の回答をいただいていない委員もいるので、明日以降連絡する。

○福島委員長

- ・ 検討委員会は以上である。

4 閉会

～参考「最終報告の基本的な考え方」～ ※各委員が作成した「たたき台」を合わせたもの

(1) なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか

【全員参加でより良いさいたま市をつくりたい】

市民のだれもが幸せを実感し豊かで暮らしやすいまちをつくるためには、私たち市民が身近な地域からさいたま市全体のことまで、「自分たちのまちのことを自分たちで考え、自分たちの責任で決めていく」ことが必要不可欠です。市長や議員になってまちづくりに取り組むこともできますが、多くの人びとはそのような政治的任務を負うことができませんし、今日の社会が抱えている多様な課題の解決には市民ひとりひとりの取り組みが必要です。そこで、4年に1度選挙で選んだ市長や議員に任せっきりにするのではなく、市民をはじめ、議会、行政（市長・市職員）がそれぞれの力を出し合って互いに協力し合いながらまちづくりを進めていくことが求められています。

【多様化する課題への対応】

さいたま市は、政令指定都市の中でも比較的若い年齢構成にありますが、今後は、その中でもトップスピードで少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少することが見込まれています。単身世帯の増加、未婚率の上昇、高齢者2人世帯の増加などにより家族規模は小さくなり、家族構成は大きく変化しています。さらに、経済のグローバル化や景気の低迷により、教育や就職、結婚、

社会保障に普通に結びつくことができないという社会的排除も進んでいます。このような変化は日常的な、あるいは非常時の生活支援ニーズの増大をもたらしていますが、自治会への加入率の低下や地域への無関心層の増加など、地域社会をとりまく環境も大きく変わりつつありますし、行政や企業だけで解決は図れません。

また、市民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民のニーズや地域社会の課題もいっそう多様化しつつあります。

市内では、これまでも多くの市民が、豊かで暮らしやすく、魅力あるさいたま市を目指して活動してきましたが、ますます多様化する地域の課題を解決するためには、豊かな経験や技術を培ってきた団塊の世代の人たちをはじめ、より多くの市民が地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていくことが大切です。そして、議会および市長等には、市政運営にあたり、市民との距離をより縮めて行くことが求められます。

【進展する地方分権への対応】

平成12年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)」の施行をはじめとする昨今の「地方分権」によって、地方自治体の権限と責任の範囲の拡大が進んでいます。地方自治体には、この大きな潮流の中で、「自己決定・自己責任」の原則に基づいて、地域の特色を活かしたまちづくりを進めていくことが求められています。

このような分権型社会に対応するためには、市民が責任を持って主体的にまちづくりに取り組むことで、自立した自治体運営を進める必要があります。

以上のような私たちを取り巻く状況から、さいたま市のまちづくりを進める際の拠り所となる考え方や基本的なルールを、これまで培ってきた実績を活かしつつ将来を展望し、誰が見てもわかりやすいように整理しみんなで共有することが大切です。

そこには、どのような考えに基づきどのようにまちづくりを進めていくのかという理念と、現実のさいたま市についての正しい知識(確実・的確な情報?)をその都度共有しより良い将来社会を共同で築いていくことができるようなルールを盛り込む必要があります。そして、安定的にまちづくりが発展していくように(市長や担当者がかかわって参加や協働等の取組みが後退しないように)、「条例」という形で明確に定める必要があると考えます。

(2) めざすまちの姿と自治基本条例

中間報告においては、「さいたま市のめざすまちの姿」として次のように、みなさんにお伝えしました。

- ・ 市民が誇りをもち、子どもから高齢者まですべての市民が等しく尊重され、互いに助け合い、生きがいを持ち、心豊かに、共に生きるまち
- ・ 市民が主役となって地域の課題を自ら考え、主体的に自治に参画して課題解決にあたるまち
- ・ 企業、大学等教育機関、地域活動団体、ボランティア団体等の活力を積極的に引き出し、市民生活に希望(ゆめ)を与えるまち
- ・ 環境保全と開発の調和が図られ、豊かな自然環境の中で、子ども健やかに成長していくまち

これを基に、当委員会では、市民のみなさんとの意見交換会等で得られたご意見を踏まえ議論を重ねました。その結果、当委員会ではさいたま市のこれまでの発展の経緯を踏まえ、また、市民のみなさんから「安心して暮らせる、元気で暮らせるまちを願う」といったご意見も複数いただいたことから、多くの市民のみなさんから共感が得られる共通項となるものとして「生活都市」という言葉に着目し、「さいたま市のめざすべき姿」を次のようにまとめました

「子どもから高齢者まで、誰もが互いに尊重し合い、助け合い、生きがいを持ち、ずっと幸せにここで暮らしていきたいとみんなが思えるまち」

市民自治基本条例（案）では、このようなまちを創るために、市民、議会、そして市長等が果たすべきことも謳いました。

「市民自らがまちづくりの担い手であるという自覚を持ち、それぞれの経験を生かして地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていくことが大切です。」

「議会、市長、職員その他市政に携わるすべての者は、市民のための市政を推進する責任があることを常に自覚し、新たに生まれてくる課題に対しても、市民とともに解決の方策を模索し、これを実践していかなければなりません。」

市民の「まちづくりの担い手であるという自覚」と、議会や市長等の「市民のための市政を推進する責任があるという自覚」が、まちづくりのそれぞれの現場で、各自の経験を生かす自発的な工夫を生み出し、それらがうまく融合して相乗効果を生み出すことが期待されます。その過程と成果を共有することにより、「私たちのまち」との思いや「ずっとここで暮らしていきたい」との思いが、今まで以上にさいたま市全体に広がり、強まるでしょう。

市民、議会、そして市長等が、お互いの役割を自覚し、ともにまちづくりに取り組むことが、「さいたま市のめざすべき姿」を実現するということを信じながら、私たちは市民自治基本条例（案）を創りました。

(3) さいたま市の自治基本条例の役割と特徴

さいたま市のまちづくりにおける様々な課題に取り組みながら、市民が目指すまちの姿を実現していくために、自治基本条例にはどのような役割が求められるのでしょうか。また、どのような特徴を備えているべきでしょうか。

まちづくりは、市（議会と市長、職員等）に任せておくべきものではありませんし、また市民だけで出来るものでもありません。さいたま市に関わる多様な主体が、一緒に力を合わせて取り組むことが必要です。自治基本条例はそのための共通の拠り所となるものです。ただし、単なる精神的な拠り所を述べたものでは役に立たないし、市民の理解が困難なような複雑な規定でも駄目でしょう。

私たち自治基本条例検討委員会では、さいたま市の自治基本条例の基本的な役割を以下のように考えました。

- 市民が主役となり、議会、行政も市民とともに市民のための市政を行うという「市民自治」の理念を、みんなで共有するための条例とする。
- 市民、議会、市長および職員等、さいたま市に関わるすべての主体の意識に働きかけて、それぞれの自覚を促し、互いの良好な関係を築くことに役立つ条例とする。
- さまざまな場面でまちづくりに取り組む際の「羅針盤」、つまり取り組みの方向や解決の手掛かりを示すことが出来る条例とする。

言い換えれば、市民側に自治の力を付与する役割と、市側（議会、市長および職員等）の活動を「市民自治」の視点から規定する役割の両方を果たすものにしたいと考えました。そのため、自治基本条例としては比較的長い35条にわたるものとなっています。

また、市民をはじめとしたすべての主体がこの条例を自分のものとして共有してもらうためには、分かりやすく、説得力のある条例にしなければならないと考えました。そのため、「です・ます調」の文体とするとともに、出来る限り日常的な言葉で記述することに努力しました。

なお当初、私たち自治基本条例検討委員会の委員には、さいたま市独自の、さいたま市らしさを持った条例にとしたいという想いもありました。ただ実際の検討作業の中では、予めその独自性を設定するのではなく、さいたま市のまちづくりの課題の解決と将来像の実現のためにどのような内容が必要かを、出来るだけ多くの市民とも意見交換をしながら考えてきました。

それが結果として、さいたま市ならではの条例案になっていると信じています。

※「(4) 条例の名称」及び「(5) 検討の経過」は省略